

# 東金税務署からのお知らせ

東金税務署の令和3年分の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・相談の会場は、東金商工会館1階（東金市東岩崎1-5）です。

▼期間 2月7日(月)～3月15日(火)・(日)・(祝日を除く)

▼受付時間 8時30分～16時 ※相談開始は9時から。会場では、混雑回避のため「入場整理券」を配付します。

## 注意

・入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

・入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。

・3月中は入場整理券の入手が困難となる可能性がありますので、2月中の来場をお勧めします。

・還付申告をする方は、開設期間の前でも東金税務署にて相談を受け付けています。

・期間中、申告書作成会場および税務署の駐車場は、利用できません。可能な限り公共交通機関をご利用ください。

車でお越しの際は、東金駅東口にある「マンズリライタイムズ東金駅前第3駐車場」を無料で利用できますが、台数に限りがあります。

身障者用駐車スペースを利用の際は、申告書作成会場の職員または税務署の警備員にお声掛けください。

・申告書等の提出も、申告書作成会場で受け付めます。

・申告書の「控用」に収受印が必要な場合は、「提出用」と一緒に提出してください。

後日、「控用」に収受印を押印することはできません。

◆申告書の提出はお早めに  
▼申告期限 令和3年分の所得税の確定申告書・贈与税の申告書の提出・納付の期限は3月15日(火)です。個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書の提出・納付の期限は3月31日(木)です。

3月は税務署が大変混雑するため、確定申告書等は自分で作成し、早めの提出をお願いします。

▼申告書の提出 申告書は、e-Taxや郵便または信書便による送付、税務署の時間外文書収受箱への投かんて提出できます。

◆納税は期限内に振替納税で  
所得税・個人事業者の消費税および地方消費税の納税は、振替納税をご利用ください。詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

◆振替納税を利用している方へ  
令和3年確定申告分の振替日は、所得税が4月21日(木)、個人事業者の消費税および地方消費税が4月26日(火)です。事前に預貯金口座の残高を確認ください。

※残高不足で振替ができない場合は、延滞税がかかる場合があります。

※転居等で所轄の税務署が変わった場合は、新たに振替納税の手続きが必要です。

振替納税を利用していない方は、現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関または所轄の税務署の窓口で納付してください。

また、自宅からインターネットを利用して納付することもできます。

※納期限までに納付が無い場合は、延滞税がかかる場合があります。

では、確定申告書のほかにも税金に関する主な行政手続についての申請・届出書様式を掲載しています。

◆国税庁のホームページで確定申告書等の作成ができます  
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」に入力した申告書データに電子証明書を添付して、そのまま送信（提出）することができ、e-Taxがあります。



利用するには、所定の手続きが必要ですので国税庁ホームページをご覧ください。

また、「確定申告書等作成コーナー」で入力し、プリントアウト（白黒でも可）した確定申告書等は、そのまま税務署に提出することもできます。

なお、国税庁ホームページ

◆注意  
公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下のため、確定申告の必要が無い方も、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。

また、所得税の還付が発生しない方も、住民税の計算上所得控除等を受ける場合には住民税の申告が必要です。



## 市税の延滞金の割合

市税に係る令和4年1月1日以降の延滞金の割合は、納期限の翌日から1か月間は年2.4%、その後納付の日までは年8.7%に変更にされました。納期限を過ぎると延滞金を納める必要があります。

なお、国税庁ホームページ

確定申告時期に間に合わない発送分は、領収書等でご確認の上明細書へ記入願います。



## 確定申告での医療費通知の使用

医療費控除申告の際に提出する明細書は、医療費通知を添付することで記入が省略できます。国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者の、医療費通知発送日程は次のとおりです。他の健康保険に加入している方は、各健康保険組合にお問い合わせください。

確定申告時期に間に合わない発送分は、領収書等でご確認の上明細書へ記入願います。

### ◆医療費通知発送日程

#### 〈国民健康保険〉

診療月	発送時期
1月～10月診療	1月発送済
11月～12月診療	3月中旬発送予定

#### 〈後期高齢者医療保険〉

診療月	発送時期
1月～5月診療	令和3年10月発送済
6月～10月診療	2月上旬発送予定
11月～12月診療	6月上旬発送予定

※確定申告では医療費通知原本の添付が原則必要です。紛失等した場合は相談ください。

#### ●市民課国保班

☎0475(70)0334

#### ●市民課高齢者医療年金班

☎0475(70)0336

## 確定申告が必要無く住民税の申告が必要な方

令和4年1月1日現在、市に住所があり、次に該当する方は住民税の申告が必要です。なお、住民税の申告内容は、国民健康保険税の算出・軽減の判定、国民年金保険料の免除申請、児童手当、就学援助、市営住宅入居等でも必要ですので、必ず申告してください。

### 〈住民税の申告が必要な方〉

- ・給与または公的年金以外の所得のある方
  - ・令和3年中に所得が無く、控除対象配偶者または扶養親族の対象になっていない方
  - ・令和3年中の所得が非課税所得（主に遺族・障害・老齢福祉年金や雇用・労災保険の給付等のこと）のみで控除対象配偶者または扶養親族の対象になっていない方
  - ・令和3年中の合計所得金額が1,000万円を超えている方の同一生計配偶者として被扶養者となる方
- ※所得税の確定申告をした方は、住民税の申告をする必要はありません。

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつその年分の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下のため、確定申告の必要が無い方でも、住民税の計算上所得控除を受けるには住民税の申告が必要な場合があります。

※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下のため、所得税の申告が必要の無い方でも、住民税の申告は必要です。

※所得税の確定申告をしない給与・年金所得者が源泉徴収票に記載されている所得控除の内容を訂正するには、住民税の申告が必要です。

※勤務先から市役所に給与支払報告書の提出が無かった方、公的年金の支払先から市役所に公的年金等支払報告書の提出が無かった方は、住民税の申告を求められる場合があります。

#### ●税務課市民税班

☎0475(70)0321

## 所得税・住民税の申告相談

日程	会場および受付時間		次の方は、東金商工会館で申告してください。 ・住宅借入金等特別控除(1年目)のある方 ・青色申告、損失申告の方 ・準確定申告(亡くなった方の申告)の方 ・譲渡所得のある方 ・先物取引、山林所得のある方 ・雑損控除のある方 ・国外の親族を扶養にとる方 ・贈与税や消費税の申告が必要な方  ※東金商工会館の開設期間は、2月7日(月)から3月15日(火)までとなります。それ以外の期間は、東金税務署へご相談ください。
	中央公民館 1階講堂	午前9時～11時 午後13時～16時	
2月16日(木)	○	○	
2月17日(木)	○	○	
2月18日(金)	○	○	
2月21日(月)	○	×	
2月22日(火)	○	○	
2月24日(木)	○	○	
2月25日(金)	○	○	
2月28日(月)	○	×	
3月1日(火)	○	○	
3月2日(水)	○	○	
3月3日(木)	○	○	
3月4日(金)	○	○	
3月7日(月)	○	×	
3月8日(火)	○	×	
3月9日(水)	○	×	
3月10日(木)	○	×	
3月11日(金)	○	×	
3月14日(月)	○	○	
3月15日(火)	○	○	

申告相談を実施する：○ 申告相談を実施しない：×  
(土)・(日)・祝日は申告相談を実施していません。

### ◆注意

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、相談受付人数や待合席数を減らし、申告相談を受け付けます。そのため、例年に比べ、混雑状況によっては、長時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合がありますので、ご容赦ください。また、相談会場は午前中が混み合うことが多いため、なるべく午後の利用をお願いします。15時ごろまでにお越しください。例年、申告相談初日や終了間際の数日間は大変混み合います。また、相談内容が複雑で時間を要する方はご遠慮ください。

所得税の確定申告や住民税の申告は申告期限内に行ってください。申告期限を過ぎてからの申告は、控除の適用等を受けられない場合があります。

●税務課市民税班 ☎0475(70)0321